

## 1. 離婚

### ① 外国で結婚した場合、離婚もその国で手続きしなければならないのでしょうか？

いいえ。イングランドとの間に十分な関わりがあれば、外国での結婚に関わるあらゆる事案をイングランドの家庭裁判所で扱うことができます。このように十分な関係性があることを、「管轄権」があるといいます。

### ② イングランドの家庭裁判所に離婚を扱う管轄権があるとは、どういった場合でしょうか？

基準として考えられることがいくつかあります。たいていは、夫婦の一方ないし双方がイングランドに一定期間居住している（単に住居があるか常居所としている）か、本籍を共有していることが必要になります。場合によっては、夫婦が共に非居住者でも、一方の本籍がイングランドにあればイングランドの家庭裁判所で離婚を扱うことができます。離婚の管轄に関する同一の法律を EU 諸国は有しています。

### ③ イングランドで認められる離婚理由は何ですか？

離婚理由はただ一つ、「修復不可能な破綻」です。しかし実際には、イングランドで離婚するために関係が修復不可能なまでに破綻していることを示す必須理由として次の5つがあげられます。

- ・ 不義
- ・ 理不尽な振る舞い
- ・ 同意を得た上での2年間の別居
- ・ 5年間の別居
- ・ 家族の遺棄

最初の3つが離婚理由の大半を占めます。離婚の申し立てに対して異議が無ければ、早くて4ヶ月ほどで離婚が成立します。裁判所への出廷も不要です。離婚を争う場合は、公聴会が開かれますが、そういった例は少なく、費用も高いため勧められません。最終的な離婚命令は確定離婚判決として知られています。これは、婚姻関係が完全に終了し、当事者は望めば自由に再婚できるようになることを意味します。なお、婚姻関係の破綻理由は、経済的な結果には一切影響しません。

## 2. 子

### ① 子に関して、イングランドの裁判所はどのような命令を下すのでしょうか？

裁判所には、いくつかの命令を出す権限があります。後段で順に説明しますが、裁判所は子の最善の利益に適わない限りいかなる命令も下さないというのが、大原則になっています。これは「不発令の原則」と呼ばれます。従って、親の離別に関わる純粋に国内での多くの家庭争議事案では、子に関する取り決めで両親が同意できていれば命令は必要ありません。ただ、国際結婚による家族（International families）の場合は、将来ありうる国境を越えた問題や不確実な状況を克服できるように、命令が発せられることがよい場合もあります。

### ② 親権（Parental Responsibility）とは何ですか？

「親権」は子の人生に関して重要な決断を下す権利と義務で、親や子との関係性が深い者に与えられます。他方の親と共にそうした決断に至るよう努力するのが責任ある養育というものですが、それができない場合は、裁判所が判断を下します。

常に母親が自動的に親権を有しますが、以下のように父親やその他の者が子の親権を得る方法がいくつかあります。

- ・子の誕生時または誕生後に父親と母親が結婚していれば、父親と母親の双方に親権があります。
- ・両親が「親権合意書」を結ぶことによるもの。これは簡単な文書（子それぞれについて作成）で、両親が署名し、ロンドンの家庭裁判所（PRFD）に提出します。
- ・裁判所の命令によるもの。
- ・婚姻関係にない両親に2003年12月1日以降に誕生した子の場合、父親が、出生届の提出に立ち会い、その名前が子の父親として出生証明書に記載されていれば、父親にも親権があります。

### ③ 子に関する取り決め命令（Child Arrangements Order）

この命令には、主に2つの目的があります。ひとつは、子が誰といつ住むかを決めること、もうひとつは、子が誰といつ一緒に過ごすか、もしくは交流するかを決めることです。最近まで、この命令はそれぞれ同居命令（Residence Order）と交流命令（Contact Order）とよばれていました。

子に関する取り決め命令によって、子は一人以上の人と異なった期間を過ごすこともあります（これは、かつて共有/共同の同居命令（Shared/Joint Residence Order）とよばれていました）。

また、子に関する取り決め命令は、主たる同居者でない親がどれくらいの範囲でどのように子と交流するのかを定義することもあります。これは、対面での交流（宿泊交流を含む）など直接的な交流に加え、電話やスカイプ、フェイスタイム、カード送付、文通、メールなどのさまざまな非直接的な交流が含まれます。

時には、子が一方の親と交流する際には他者による監視が入ることもあります。たとえば、DVの危険性が懸念される場合、親としての能力が疑問視される場合、その他危惧されることが考えられる場合です。

地理的条件や勤務時間帯など状況が許せば、子は、主たる同居親でない親と通常隔週の週末と、おそらく週に一晩の宿泊、また学校の休み期間の半分を過ごすこととなります。年齢の低い子との交流はこれより短くなる傾向にあります。

両親が別々の国にいる国際家族の場合、週末交流ができないことを補うために、子は学校が休みの期間中はもう一方の親の下で比較的長期間過ごすことが多く、さらに、子の住む国での学期中の面会は、いつでも可能な時に可能です。出迎えや帰国手配の責任も含め、移動の計画・実行は大変なこともあります。可能な限り早めに合意し、交流のための移動に備えて資金を蓄えておくべきでしょう。一方の親が子を連れて外国に移住したいという場合どうなるかについては、別項を参照してください。

#### ④ 特定行為禁止命令（Prohibited Step Order）とは何ですか？

特定の行為を、一方の親が子に対して行うのを禁ずる裁判所命令です。これは、一方の親が子に関して特定の不法行為を行う恐れがある場合によく発令されます。

#### ⑤ 特定事項命令（Specific Issue Order）とは何ですか？

一方の親が子に関して名前の変更や転校など特定の行為を行うことを許可する裁判所命令です。一般に、当事者が合意できない場合に限り発令されます。

- ⑥ 子に関して同居命令、もしくは私が子と住み続けるという子に関する取り決め命令を得ています。他方の親の同意なく、休暇で子をイングランドの外へ連れ出すことはできますか？

はい。休暇が1ヶ月以内であれば可能です。とはいえ、問題や誤解の発生を防ぐために、同居命令を持つ親は、休暇で国外へ出る意図、休暇の計画や宿泊先を他方の親に知らせておくべきです。さらに緊急時に備えて、フライト情報や連絡先も知らせるべきです。そうすれば、不幸にして事故が発生した場合でも、不必要な心配をかけなくて済みます。ただし、あなたと他方の親の関係が良好でないならば、休暇計画に要らぬ邪魔が入ったり不条理な反対をされたりしないよう、どの程度の情報を知らせるかを慎重に判断しましょう。自分で判断できない場合には、休暇計画を最終決定する前に弁護士に相談してください。

あなたが同居命令、もしくは上述の子に関する取り決め命令を得ていても、他方の親は国外旅行の阻止を裁判所に請求することができます。しかし、休暇不許可のためには相当に強い理由を提示する必要があります。帰英しない恐れがある、子の福祉に反するなどが、その根拠にあたる場合があります。

- ⑦ 子に関して共同・共有の同居命令、もしくは子は私と他方の親双方と住むという子に関する取り決め命令を得ています。他方の親の同意なく、子をイングランドの外へ連れ出すことはできますか？

いいえ。他方の親ないし同居命令の共有相手の同意を得るか、裁判所から許可を得る必要があります。

- ⑧ 子は私と同居していますが、同居命令は得ていません。他方の親の許可なく、子をイングランドの外へ連れ出すことはできますか？

いいえ。他方の親から許可を得なければなりません。これは、子の主たる同居者でない親にも同様に義務付けられています。互いに許可を得る必要があります。

他方の親が同意しない場合は、裁判所に休暇許可を求めるべきです。特定事項命令（上記⑤）の請求です。この種の請求が必要なら、将来同じ状況が再発しないように、あなたに有利な同居命令か将来の国外での休暇に対応する命令を同時に請求しておくといでしょう。

⑨ 子の父親とは結婚していません。子を休暇に連れていくのに、父親の事前同意を得る必要はありますか？

子の父親に親権（上記②）が無ければ、子を休暇に連れていくのに父親の事前同意を得る必要は通常はありません。ただし、父親が子と定期的に交流している場合は、休暇計画を知らせておくことをお勧めします。それによって、父親があなたの休暇を阻止しようと不必要な請求をするのを避けられるでしょう。また、連れ去りに対する申し立てへの反証となり得るでしょう。

⑩ 子を休暇で外国へ連れ出したいともう一方の親から合意を求められました。子が戻ってこないのではと心配です。どうすべきでしょうか？

「4. 子の連れ去り」に関する項を参照してください。

⑪ EU 加盟国から交流命令を得ています。この命令は、別の EU 加盟国に移住しても自動的に承認されますか？

はい。交流命令は、欧州全域で、現地裁判所の命令も追加命令も得ることなしに自動的に承認され、執行可能です。翻訳と発令裁判官による証明書の提出が必要です。転出先国に到着したら弁護士に相談し、関連裁判所の交流命令と証明書のコピーを持っていくのがよいでしょう。

いずれの場合でも、外国に移住する場合、交流の取り決めを変更する必要があるかもしれません。

同居命令など子に関する他の命令も承認され、執行目的の登録も簡単です。英国では、「執行可能性の宣言」が必要になります。

この子に関する命令の承認と執行可能性は、1996年ハーグ条約によって適用範囲が世界の他の多くの国にも拡大されています。

⑫ 非 EU 加盟国や 1996 年ハーグ条約非締約国に移住した場合、交流命令はその国でも自動的に執行可能なのでしょうか。

いいえ。その国の弁護士のアドバイスが必須です。弁護士が、この国で得た命令と同様の条件か、交流を維持するのにその時点で子にとって最善の条件での命令を出してもらうために必要な措置をとります。

あなたの交流命令請求が現在裁判所で継続中であれば、「ミラーオーダー」を取得する旨を、その命令に盛り込むことをお勧めします。これは、他方の国で同等もしくは類似の条件が適用される命令です。さらに、その命令を登録したうえで、他方の国における命令登録やミラーオーダー取得の費用を誰が負担するかを命令で明記してもらうようにしましょう。また、他方の国に必要な申請をする期限を設定し、手続きがスムーズに進むよう他方当事者が協力する旨も盛り込んでおくのが望ましいでしょう。

なお、そうした命令を裁判所に請求する前に移住予定国の弁護士からアドバイスを受け、イングランドの裁判所命令が移住予定国において適切な表現になるようにしましょう。

### 3. 子の移住

① 関係が破綻した今、イングランドを去って別の国に永久移住したいと思っています。子が同居していれば、そのまま単に移住してしまってもいいのでしょうか？

いいえ。子を永久的に外国へ連れていく前に、他方の親とその他に監護権を持つ人がいればその人の許可を得なければなりません。さもなければ、おそらく子の連れ去り事件に発展するでしょう。

他方の親が許可を渋るようなら、裁判所の許可を得なければなりません。別の国への移住を望む理由が、実は単に他方の親が子と定期的交流を持つのを阻むためであれば、許可は下りません。同様に、他方の親が移住に同意することを拒否する真の理由が、単に主たる同居親としてのあなたを困らせるためであれば、移住許可が下りません。

多くの場合、移住についてはバランスの取れた決定が下されますが、これらには国際結婚による家族が直面する最も難しく、辛く過酷で、感情的になりやすい問題も含まれています。

- ② 私は子の父親と結婚したことはないし、子の父親は子の親権を持っていないし子に会うこともありません。イングランドを去って子と一緒に別の場所に移住してもよいですか？

法解釈上は問題ないといえます。しかし、将来的に起こりうる問題を防ぐために事前に専門家に相談しておくほうがよいでしょう。さらに、父親に親権がないとしても子の人生にかかわっておりなんらかの形で子との面会交流を求めている場合、イングランドの裁判所は、子の海外移住に関しては子の父親と相談しその同意を得ることを求めるでしょう。

- ③ 移住申請を認めてもらうには、どういったものを提示する必要がありますか？

子と共に他国へ移住する許可を取得するためには、移住を慎重に考えたことと、移住が子の最善利益になることを裁判所に対して証明しなければなりません。子の学校に関する検討や、住むための適切な家を既に見つけていることを示さなければなりません。

イングランドの裁判所は、移住を希望する親が居残る親と子の交流に関して、時には旅費や移住先国での交流命令取得を含めた相当程度の寛大な提案をすることを期待しています。これには両国の弁護士のコラボレーションが必要ですが、そのための費用は移住のために当然必要な経費です。

イングランドの裁判所は、過去には移住許可を与えることが多かったのですが、2011年に判例法が変わって、今は子の最善の利益がさらに重視され、取得が難しくなっています。従来法では子の主たる同居親の希望が優先される傾向にありました。

許可申請の成功は、提案する外国移住と許可申請の双方についての周到な準備と慎重な計画にかかっています。これは極めて技術的な法律分野で、司法指針があります。計画のごく初期の段階で専門弁護士に相談しましょう。



④ 子を連れて外国へ永久移住することについて、他方の親から許可を得ました。書面にしてもらいたいのでしょうか？

ぜひ、そうしてください。それはとても賢明な判断です。書面は永久記録になります。後に子の連れ去りの嫌疑をかけられても、その書面が証拠になります。特定の状況下では、法的アドバイスを得た後に与えられた旨を許可書に記載してもらった方が賢いかもしれません。また、一部の国では、移住の際（または、一方の親のみが子を連れて入国する際）、他方の親から許可を得たことの証拠を求められる場合があります。このような場合は、弁護士に相談すべきでしょう。

⑤ 子が外国へ移住する場合、交流の取り決めはどうなりますか？

居残る親にとっては、直接頻りに交流する機会が必然的に減ります。移住許可が与えられる前に、しばしば許可の条件として、交流に関する特定の取り決めをしておく必要があります。この点に関しては、居残る親の交流機会を最大化するために弁護士が重要な役割を果たします。

取り決め内容としては、居残る親が交流のために子の移住先を訪問する際の旅費を移住を希望する親が支払う、ウェブカメラなどを使用する、居残る親に子が直接電話する機会を与えることなどが考えられます。合意した交流の取り決めを列挙した裁判所命令を子の移住先国で取得するのが有益な場合がよくあります。これは「ミラーオーダー」または登録と呼ばれるもので、これにより、居残る親にとっては、交流の取り決めが子の移住先国でより確実に守られるようになります。先ほどと同様に、この点についても移住先国の弁護士に確認することが不可欠です。

チャイルドサポートに関する取り決めは見直される必要があります、移住についての合意事項については必ず条項や条件として盛り込んでおく必要があります。そのうえで、子の移住先国の裁判所命令として記録されておく必要があります。

⑥ 移住許可申請が行われるのは、こういった場合があるのでしょうか？

子連れで外国へ移住する許可を申請する背景として最も多いのは、国際結婚による家族で、両親が離別した場合、一方の親が別の国の出身で、おそらくは祖国の家族の近くに住民のためや仕事を再開するため、または単に故郷にいたいのために祖国への帰国を願い、子を連れていくことを希望している場合です。次に、離別からしばらくして、主たる同居親に外国でいい仕事口が見つかり、それが親子の生活水準を向上させる好機である場合があります。



す。国際的な企業での雇用では、従業員に海外転居を求めることがあり、親が子連れでの転居を望むケースです。さらに問題になりやすいのは、いわゆるライフスタイルのための移住で、離別後一方の親に新たな縁があり、その相手と既に婚約ないしは結婚をしていて、その人の出身国へ移住を希望する場合や、親が単により良いライフスタイルを求めて外国への移住を希望する場合です。

いずれにしても、移住の必然の結果として、残される親が子と交流し、子の生活や教育、養育に継続的に関与する機会が大幅に減少し、多くの場合子との関係が著しく希薄化します。一方、子は、現在ある祖父母や他の家族メンバー、学校や友人との関係や、スポーツや音楽文化との関わり、言語、その他、子にとって重要な要素を失います。

### ⑦ 移住許可申請とはどのような手続きでしょうか？

他方の親が移住許可を与えない場合は、子をイングランド・ウェールズの管轄外へ永久的に移す許可（「リーブ」とも呼ばれます）を裁判所に申請します。「移管許可」もしくは「子の移住許可」といわれるものです。イングランドには国際結婚による家族が多いため、これらの申請はごく頻繁に行われていますが、親や子、他の家族メンバー、友人にとって、常に悲惨で感情的にも困難なものです。訴訟は長期間に渡るため、その費用負担は双方の親にとって高額になりえます。

### ⑧ 移住許可に異議を申し立てることはできますか？

はい。ただし、子が他方の親と親密で移住が明らかに子の最善の利益になるのならば、現実的に考えることが必要です。残される親が、時間的にも情緒的ないし親としての関与の両面から、子の生活上実質的な役割を担っていることを示す必要があります。異議には、例えば教育面など、移住が子に及ぼす悪影響の主張などもあるでしょう。主たる同居親にとってより良いライフスタイルが、子にとって福祉の向上になるとは限りません。移住計画は入念に立てられたものでなければなりません。計画性に乏しく影響の予想が不十分なために却下される移住許可申請もあるのです。子の意見も判断材料となり、年齢や成熟度によっては決定的要因になる場合もあります。外国への移住はエキサイティングな大冒険である一方、多くの子は元来保守的で用心深いものです。

移住許可申請に対して異議を申し立てるのは簡単ではありませんが可能で、申し立てが通る可能性はあります。異議申立には、移住許可申請そのものと同様の計画性と慎重さが必要です。異議を申し立てれば、少なくとも、良好で、うまくいけば有効な将来の交流の取り決めの確保につながります。

移住について、残される親とのその後の交流に関する取り決めに通常含む合意または裁判所命令が得られた場合は、実際に移住が実行に移される前に、それらの取り決めに関して、子の移住先国の裁判所から命令を取得しておくべきです。そういった命令を子の移住後に得ようとしても、遅すぎるかもしれません。

⑨ 移住許可申請に対して、イングランドは他国に比べ極めて自由で寛大だと聞きました。どのような立場をとっているのですか？

養育や国際結婚による家族をめぐる状況が大きく変化しているにもかかわらず、移住に関するイングランドの法律は2011年の半ばまで数十年間改正されませんでした。一般に、主たる同居親の計画が十分な調査に基づき経済的にも実行可能で、他方の親との交流機会が必然的に少なくなるとはいえ、十分に確保されたしっかりしたもので、移住が他方の親に対する悪意から計画されたものでない限り、移住許可が下りるのが通常でした。裁判所はもちろん、残される親のために交流に関してきちんとした代替の取り決めがなされるよう努力しましたが、移住を阻止するわけではありませんでした。

しかし現在は、裁判所が子の最善の利益を重視するようになっていました。子の養育に関してそれまでどういった取り決めであったかを当然調べますが、子を共同で養育していたという事実的要素がある場合は、裁判所は従来ほど容易には移住を許可しなくなっています。

世界の他の国では移住許可が制限されているところが多く、その制限がきつくほとんど許可しない国も率直に言ってあります。移住を希望する親がその国の国籍者でない場合はなおさらです。そうすると、その親は子の養育でいわば「陸封」された形になります。一方、移住許可は与えるものの、居残る親をはじめ子の祖父母や他の家族メンバーに対する影響や家族生活への影響をイングランドより遥かに重大視する国もあります。さらに、子の意見をより重要視する国もあります。他国のアプローチの相違は、子を奪取した後に帰国した主たる同居親が移住を希望しても申請を却下されるなど、決定的に影響を与える可能性があります。

子の連れ去りと違い、子の移住についての国際法は存在しません。

## 4. 子の連れ去り

### ① 他方の親の同意を得ず子を国外へ連れ出すと刑事犯罪になるというのは本当ですか？

そうです。親は、他方の親の同意を得ることなく、子を国外に連れて行くことを一方的に決めることはできません。そうすることは子の連れ去りであり、刑事犯罪です。警察を呼ばれる可能性があり、有罪になれば刑務所に収監される恐れがあります。

子があなたから取り上げられて他方の親ないしは別の適切な親族に預けられ、あなたの元に戻されるか、もしくはその後の養育について決まるまで、そこに留め置かれるリスクもあります。このようなことは稀ですが、子を養育するのに適当な成人がいなければ、最後の手段として地方自治体の保護下に移されることもあります。

あなたが子の常居国に戻った時点で、警察が、連れ去り再発を防止するためにあなたのパスポートやその他の渡航文書を取り上げる場合があります。それらの書類は、その後の子の養育について決定がなされるまで返却されないのが通常です。

あなたが子の主たる同居親か専らの同居親か、祖国に戻ろうとしているのか、他方の親から受ける身体的または経済的な仕打ちにより耐え難い生活をしているのか、といったことは関係ありません。元の居住地に戻る際には、あなたと子のための保護措置がとられた上で、子の返還が命じられます。

### ② 子の連れ去りとは何ですか？

子の連れ去りにあたるケースは二通りあります。一つ目は、他方の親（および他の親権者）の許可を得ず子を外国へ連れ出す場合です。これは「不法な連れ去り」と呼ばれます。もう一つは、休暇などで一定期間子を海外に連れ出すことについては許可を得ているものの、その合意の期間が終わっても子を留め置く場合です。これは「不法な留置」と呼ばれ、不法な連れ去りと同等に取り扱われます（ただし、「不法な留置」はイングランドでは犯罪にあたらぬが、他の国では犯罪とみなされることもあるという点を除きます）。

イングランドでは、連れ去られた子の返還を求める手続きは必ず高等法院でとられ、経験豊かな専門の判事が担当し、多くの場合、子を連れ去られた親に無料で専門の弁護士が付きます。

### ③ 1980年ハーグ条約とは何ですか？

連れ去られた子の元々の常居国（奪取元）への早急な返還を確保するため、およそ94か国（2016年9月現在）が批准している国際条約です。各国間を含め、政府、警察、裁判所が密接に協力します。多くの場合、子を連れ去られた親には、資力や経済状態を問わず、無料で弁護士が付きます。子が連れ去られた先の国（奪取先）の裁判所は、暫定的な取り決めやその他の保護措置は別として、通常は居住や交流といった問題を扱えません。重要な点は子の早期返還なのです。ハーグ条約上の連れ去りの場合、弁護の余地はごく限られ、勝訴することは滅多にありません。

欧州内では手続きもスケジュールも厳格で精力的に執行されるため、返還命令に抗う機会はありません。この法律はブリュッセルIIとして知られています。子が返還されない場合は、子の元々の常居元の裁判所が「(最後の) 切り札命令」という命令を出して子の返還を求めることができます。この命令は欧州全域で有効です。

### ④ 子がイングランドへ連れ去られた場合はどうなりますか？

子がハーグ条約締約国から連れ去られたのであれば、子が住んでいたその国の中央当局に連絡をとってください。英国では、そこから子に関わる国際的問題を担当するICACU（国際的な子の連れ去りと交流の担当局）へ連絡が入り、子を連れ去られたあなたのために、国際的な子の問題を専門に扱う弁護士が任命されます。イングランドでの裁判所手続きが即刻開始され、早々に執行手続きがとられます。子を連れ去られた親の弁護士費用は無料です。

一方、子がハーグ条約非締約国から連れ去られた場合は、国際的な子の問題を扱うイングランドの弁護士に直接連絡するか、子の元々の常居国である非締約国の弁護士を通して連絡してください。裁判所では異なる手続きが必要ですが、子の福祉のために、同等の緊急性と決意を以て扱われます。連絡を遅らせてはいけません。

### ⑤ 子がハーグ条約締約国からイングランドへ連れ去られた場合、イングランドのどの弁護士に依頼してもいいのでしょうか？

はい。ただしその弁護士は、ハーグ条約に基づいて無料弁護することにつき、ICACU（国際的な子の連れ去りと交流の担当局）から許可を得る必要があります。ICACUは通常、無料弁護できる専門家弁護士の名簿に登録された弁護士にのみ弁護を指示します。子が関わる国際的な事案、特に子の連れ去りは専門性が高く、特別な知識・判断が必要になるからです。

あなたが連れ去った者として被告の立場にある場合は、自由に弁護士を任命できますが、自動的に法的支援は受けられません。手段と得失の判定に基づく通常の方法で、法的支援を申請することはできます。

#### ⑥ ハーグ条約上の子の連れ去りについて、どのような抗弁が可能なのでしょうか？

子の連れ去りの抗弁が通ることは可能性としてはありますが稀で、専門家による強力な弁護が必要です。

連れ去りまたは留置の時点かその後に、他方の親が移動を黙認もしくは移動に同意していたという事実に基づいて抗弁することは可能です。黙認や他方の親が実際何について合意していたのが争点になる場合があります。休暇であろうと永住であろうと、子が外国へ行くことについての合意は必ず書面にし、両親が弁護士からアドバイスを受けた上で署名して、返還について合意があればその履行を確保する保証金を差し入れるなりしておくことが重要なのは、このためです。

子の返還は、子に身体的または心理的な害が及んだり、子が耐え難い状況に置かれたりする重大な危険があれば命じられません。これは難しい立証責任を伴います。家庭内暴力やその他のライフスタイルの問題があっても、それは返還先の裁判所で執行可能な保護保証によって克服することができます。連れ去りそのものの結果として発生したリスクでは認められません。

子が自身の返還に反対する場合がありますが、裁判所としては、子の理知、成熟度、理解度、親の言うことに影響されない独立性について納得する必要があります。また、いくら子が自身の返還に反対したとしても、裁判所は子の返還命令を出す権限があることを認識しておかなければなりません。

子が新しい環境に落ち着いてから 12 か月が経過していれば、それが抗弁になる可能性があります。

ハーグ条約（1980 年）は 16 歳未満の子に適用されます。子が 16 歳以上であれば、自動的に返還命令が出ることはありません。

### ⑦ 子の連れ去り先がハーグ条約非締約国の場合は、どうなるのでしょうか？

ハーグ条約にまだ加盟していない国は多々あります。非締約国の中には、批准しているかのごとく積極的に協力する国もあります。パキスタンやエジプトのように、ハーグ条約に類似する二国間協定をイングランドと結んでいる国もいくつかあります。しかし、連れ去られた子の返還確保に十分協力しない国も多いのです。有能で経験豊かな専門家の法的アドバイスが必要で、しかも早急に得ることが必須です。イングランドの専門家弁護士は通常、連れ去り先の弁護士と緊密に協力します。後見などイングランドでの手続きがきっかけで、連れ去られた先の裁判所の返還命令発令が促されることもあります。連れ去った親の帰属資産を差し押さえるなど、他の手続きをとることもできます。

### ⑧ 私(親)に対し、子を連れ去った元の国へ帰国するよう命令が出たらどうなるのか、心配です。

あなた(親)自身が帰国を命じられることはありません。命令の対象は子だけです。もちろん、子が帰るなら自分も帰るものと考え、そうしたいと思うでしょう。あなたと子が安全な場所へ戻り、刑事訴追も民事訴追も受けることがないように、「避難所命令 (safe harbour order)」と呼ばれる保護措置を裁判所に申請するべきでしょう。裁判所は、あなたに扶養料が支払われ、長期的問題について裁判所決定が下るまでの生活場所が確保されるよう定める場合もあります。そうした安全策が講じられていない場合、裁判所は状況に応じて返還を拒否することもあります。

### ⑨ 子を連れ去りましたが、返還命令には不服を申し立てたいと思います。何をすべきでしょうか？

第一に、個人的には何も誤ったことはしていないと思っても、現実的になって連れ去ったことを認めましょう。ただし、認める前に必ず法的アドバイスを仰いでください。

第二に、抗弁の成否について、弁護士を交えて現実的に検討します。子の移住許可申請では抗弁すれば交流の条件が良くなる可能性があります。子の連れ去りに関わる訴訟はそれと違って、抗弁が子の返還後の展開に影響を与えることはまずありません。むしろ、抗弁すれば、裁判所が早期返還の実現にますます熱心になる可能性があります。抗弁は慎重に検討しましょう。報告されているケースでは、成否は大方個々の事実関係次第です。あなたのケースは、抗弁のいずれかに該当しますか。



不服申立や抗弁が通りそうになれば、現実的になって、できるだけ良い返還条件を確保することにリソースとエネルギーを注ぎましょう。身の安全や刑事訴追回避、生活場所の提供、ないしは経済的支援に関する保証（いわゆる「避難所命令」）と、主たる同居親という立場の堅守、返還先の国の裁判所で即座に提訴すべき子関連の問題があればそれについての確約を取り付けましょう。これらのいずれかが得られない場合、または得られるかどうか疑わしい場合は、それが返還を不服とする十分な理由になるかもしれません。

子の連れ去りと将来の監護をめぐる幅広い問題を検討するにあたっては、調停のメリットも検討しましょう。調停に関しては、後述します。

#### ⑩ 返還先がハーグ条約非締約国なら、不服申立や抗弁がしやすいのでしょうか？

一般的にはそうです。その場合のイングランド裁判所の責務は、子の即時返還の保証ではなく、子の福祉への配慮だからです。返還先が締約国の場合に比べ、子の養育と監護に最もふさわしい親は誰か、どちらの国においてかという長期的問題を検討する姿勢が強まります。子を返還すればどうなるかを、あなたの弁護士に頼んで返還先の国の専門家弁護士と協働で確認してもらおうとよいでしょう。

#### ⑪ 私が子を外国へ連れ去り、子をそこに残して自分はイングランドに戻るつもりであった場合はどうでしょうか？子をイングランドへ戻すよう強制されることはありますか？

おそらく、あなたとイングランド在住のあなたの友人や親族が、裁判所へ出廷して子の居所を明かすよう命じられるでしょう。あなたのイングランドの弁護士は、あなたの居所やあなたから得た情報までも開示するよう強制されるかもしれません。イングランドの裁判所は、イングランドへの子の即時返還を命じる裁判所命令を出し、それを連れ去り先の裁判所および政府に即時伝達するかもしれません。さらに、子が返還されるまで親や他の親族を刑務所に収監することもできます。裁判所は、子の居所の開示につながる情報を秘匿する者に罰則を科す極めて広範な権限を有しています。これには保証金の供託も含まれる場合があります。イングランドの裁判所は、子の行方不明や連れ去りのケースでは他国の裁判所と幅広く協力します。



## ⑫ 私と子がどこにいるのか、突き止められる人は絶対いないのでは？

子が行方不明になっている場合、裁判所は極めて強力な命令を発することができます。子の居所をいち早く突き止めることが最も重要なのです。例えば、次のような命令です。

- ・ 電話会社に、連れ去り容疑者が電話を使用した住所や携帯電話の発信地域を突き止めるよう命令する。
- ・ 不動産やその他の資産の差し押さえ命令、さらにはそれらを売却して代金を口座に振り込み、子の所在発見と安全返還のために他方の親がイングランドまたは外国の裁判所で訴訟を行う費用に充てられるよう命令する。
- ・ 銀行に対し口座凍結を命令する。
- ・ 航空会社やフェリー運航会社に、旅客記録の開示を命令する。
- ・ 友人や親族に、出廷して親と子の居所を開示するよう命令する。
- ・ インターネット会社に、子を連れ去った者が住む国やメールのやりとりの詳細がわかる秘密の IP アドレスを開示するよう命令する。
- ・ 弁護士に、居所を開示し、ファイルを裁判所の検分に供するよう命令する。これは、裁判所が弁護士・依頼人秘匿特権に勝る権限を持つ希少な例です。
- ・ 家宅捜索し、居場所について手掛かりとなる所持品を押収するよう命令する。
- ・ 旅行代理店に、保管している全ての旅行記録を開示するよう命令する。
- ・ ホテルに、詳細を開示するよう命令する。
- ・ 保健機関や医療従事者に、行われた治療があればそれを開示するよう命令する。
- ・ 地方自治体や福祉・生活保護局に対する命令

これらの命令は例に過ぎず、上のリストは全てを網羅したものではありません。裁判所は子の連れ去りと居所不開示を極めて深刻にとらえ、ある限りの権限を行使します。

インターポールの介入を依頼する場合があります。そうなれば、あなたと子が今住んでいる国から強制送還されることになりかねません。現在住んでいる国で、もしくはイングランドへ帰国した際に、子と引き離される可能性があります。そして、刑事手続きが取られる可能性が高くなります。

⑬ 子が連れ去られるのではないかと心配です。そのリスクを軽減するため、私に何が  
できますか？

第一に、国際結婚による家族の親の多くがこうした不安を抱くのは無理もないことです。悲しいことですが、連れ去りは現実に起こり、親と子に悪い影響を及ぼし、時にはそれが長期間続きます。一方の親が子を連れ去るという脅しは、常に深刻に受け止めなければなりません。連れ去りのリスクを最小化するためにとれる手段がいくつかありますので、専門の弁護士と協議するべきでしょう。

- ・ 学校への迎えには必ずあなた自身か子の知り合いが行くようにし、他方の親との引渡しに関する他の取り決めが厳守されるようにしましょう。
- ・ 子の追跡ができるよう、その子についての詳細な説明と情報、最近のデジタル写真、書類（出生証明書、パスポートのコピーなど）を事前に用意し、手元に置いておきましょう。弁護士が用意すべき物のリストを提供してくれます。
- ・ 子のパスポートを安全な場所に保管しましょう。
- ・ 警察や弁護士などの電話番号の一覧を手元に置いておきましょう。
- ・ 子がイングランド・ウェールズないしは主たる「同居」親の監護下から連れ出されないよう、裁判所から長期特定行為制約命令（long-term prohibited steps court order）を取得しましょう。
- ・ 他方の親が子と面会交流する際は、その親のパスポートを預かりましょう。
- ・ 連れ去りのリスクが差し迫ったものであれば、つまり、連れ去りが起こりつつあるという状況なら、空港などへの警告のため港警戒命令（port alert order）を取得しましょう。
- ・ 学校その他にも連れ去りの不安を話し、警戒してもらいましょう。
- ・ 子が一定の年齢や成熟度に達しているならば、十分に用心し他方の親に連れ去られたら助けを呼ぶようにと、慎重に話しましょう。子（と学校）に、誰が学校その他の活動場所へ子を迎えに行く、行かないということを必ず伝えておきましょう。

- ⑭ 私は子の主たる監護者です。悪い状況から逃れるために外国へ移住したのですが、現在、連れ去りの疑いで告訴され、刑事裁判になる恐れがあることが判明しました。これは非常に不当だと思います。

ハーグ条約がはじめて導入されてから、多くが変化しました。当時の意図は、おそらく交流の無さに不満を抱いた非同居親が子を連れ去るのを防ぐという正当なもので、うまく適切に機能していたのです。ところが、年月が経つにつれて、連れ去る親が主たる「同居」親であるケースが増えてきました。おそらくは他方の親の国である地で孤独を感じている、あるいは近くに親族がおらず経済的サポートがない、家庭内暴力でひどい目に遭っているといった事情があっても現実として移住許可申請ができないといった親です。そうした主たる同居親が子を永久的に外国へ連れていくという行動にでるわけですが、事の重大さを認識しておらず、許可が必要なことさえ知らない場合が多いのです。連れ出してしまった後で、国際法、裁判所、警察、刑事制裁の全てを敵に回す羽目になったことに気づき、逃げてきたはずの国に即時送還されて、前よりさらに悪い事態に陥ったと感じ、実際に陥っていることが多々あります。

妥当な対処は連れ去ることで連れ去りを容認することでもなく、移住の許可または裁判所命令を得ることです。しかし、移住に関する基準は世界各国実に様々です。こうした状況は、現実的に評価する必要があります。不当な結末になることも少なくありません。中には、非常に厳格で移住を許可しない国もあります。

一方、子が主たる同居親から連れ去られるケースも、悲しいことに未だ後を絶ちません。特に、ハーグ条約非締約国へ連れ去られるケースが多く見られます。子の行方が全くわからなくなったり、何年も行方不明になる場合もあります。また、子の連れ去り先の裁判所が返還を全く支援しないケースや、他方の親（その国の国籍者で多くの場合は父親）に監護権を移転してしまったりするケースさえあります。何年も子と離れていても、子を取り戻すためにやむなく思い切った過激な行動に出た親もあります。真の子の連れ去りは相変わらず大きな問題です。連れ去られた子の返還を保証する努力が足りない国や、何もしていない国が多いのです。

## 5. 調停と裁判外紛争解決 (ADR)

### ① 弁護士費用の支出を避けたいのですが、和解は可能ですか？

たいていの国は、裁判所を利用せずに家族紛争を解決することを積極的に奨励しています。そうした解決方法はしばしば「裁判外紛争解決 (ADR)」と呼ばれ、次のような手段があります。

- 中立的な専門家がカップルの間に入ってあらゆる紛争の解決を補助する従来型の調停 (mediation)。調停人は法的アドバイスをしません。経済的な事柄に関する紛争と子に関する取り決めの双方を扱います。
- 指示的調停 (directive mediation) は従来型の調停と同じですが、カップルが和解して合意に達するのが困難な場合は、公平な結果になるよう可能な和解方法を示唆する権限が調停人に与えられています。こうした形の調停は、経験豊かな弁護士が調停人である場合や「和解が難しい」ケースによく見られます。
- 協同法務 (collaborative law) は、カップルが互いの弁護士を通じて、合意がない限り提訴はせずに和解に至ろうとする場合です。和解できなかったり、一方が不合理な主張をしていたりなどの理由で提訴せざるを得ない場合は、双方が別の弁護士を雇わねばならず、人によってはこれが大きな不利になりかねません。
- 仲裁 (arbitration) は、仲裁人の資格を持つ弁護士が私的な陪審員として行為する場合です。利点は、紛争分野の経験と専門知識を持った仲裁人を選ぶことができ、裁判所よりも柔軟性が高く、内密のプロセスである点です。
- 早期中立評価 (early neutral evaluation) は、紛争の初期段階で経験ある弁護士が訴訟になった場合の結果について見解を述べるもので、費用節約になる上、公平な和解のよい目安となります。
- 弁護士間交渉 (lawyer negotiation) は依然最も頻繁に使われる和解形式で、各人が立てた弁護士が助言し、代理で交渉を行い、最終和解書を起草します。

## ② 国際的なケースで ADR を利用することについて、何か問題はありますか？

もちろんあります。代替手段の利用は、現実的に評価しなければなりません。なぜなら、カップルの紛争を扱える国ないし法律が複数ある場合が多いため、いかなる形の ADR でも、開始前、あるいは多くの場合それを他方の家族メンバーに示唆する前に、特定の事項を確立しておくことが重要だからです。ADR は、以下を確保するまでは検討すべきではありません。

- ・ 管轄の確立されるまで、つまり、どちらの国で手続きをとるかが判明しているということです。これは、特に EU 圏内においては、先に提訴してからでなければ ADR を示唆すべきでないということになるでしょう。
- ・ どちらの国の法律に準拠するかの決定されるまで。
- ・ 連れ去られた子の居所と安全が確認されるまで。
- ・ 資産が承認なく移転または散財されないようにするため、凍結命令を得るなどして、最終和解まで資産を安全に保管。

これらを確保してはじめて、何らかの形の調停や他の ADR を提案することが安全で賢明といえるのです。もちろん、この場合の問題は、最初に一方的に提訴してしまっているために、和解による解決の見込みが限られてくることですが、国際的なケースでは最初にそういった手を打っておくことがどうしても必要です。

## ③ 配偶者なり他方の親が別の国にいる場合、調停もしくは仲裁はできますか？

はい。国際家族法を扱う弁護士やその他の ADR 専門家は、離散した国際結婚による家族の紛争解決を様々な方法で助けることができます。例えば、国境を超えた離散という条件を克服するのに、それぞれの国で各人に調停人が付き添い、ウェブカメラや他の電子装置を使って調停を行うなどです。国際家族法の経験のある仲裁の専門家が他国に出向いて問題の解決をはかることも可能です。

## ④ 自分または配偶者なり他方の親が外国にいる場合、イングランドの家庭裁判所で手続きを開始する前に行うよう義務付けられた調停情報ミーティングに出席しなければなりませんか？

いいえ。この義務は、一方の当事者が外国に居る場合や、何かしら国際的な要素がある場合には適用されません。

## ⑤ 子の連れ去りのケースはどうでしょうか？ 調停はきっと不可能では？

子の連れ去り問題の経験豊かな調停人が間に入ったり、子の返還を目指してすぐさま開始される裁判所手続と併行して調停を進めたりといったケースで、解決を見た例はこれまで多々あります。結果として、主問題である連れ去りそのものだけでなく、その後の交流、子の居住地、その他の取り決めに関しても合意できる場合があります。同様に、一方の親が子を連れて外国へ移住することを希望し、他方が反対しているケースでも、調停は大変効果的です。

**This Guide to International Family Law was written by David Hodson and Ann Thomas at The International Family Law Group LLP. They may be contacted on +44(0)20 3178 5668 or [www.iflg.uk.com](http://www.iflg.uk.com).**